

第9回士別市農業委員会総会議事録

令和4年2月28日

士別市農業委員会

第 9 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 2 月 28 日 (月曜日)
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 使用貸借契約の解消について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地所有適格法人の認定審査について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (25 名)

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 上野 浩二 君 | 2 番 | 湯浅 悦子 君 |
| 3 番 | 山下 篤 君 | 4 番 | 松井 薫 君 |
| 6 番 | 新田 康仁 君 | 7 番 | 森野 良次 君 |
| 8 番 | 鈴木 淳一 君 | 9 番 | 寺崎 徳仁 君 |
| 10 番 | 中澤 弘幸 君 | 12 番 | 岡崎 京子 君 |
| 13 番 | 本間 一明 君 | 14 番 | 柳 眞由美 君 |
| 15 番 | 梅津 宣保 君 | 16 番 | 遠藤 英俊 君 |
| 17 番 | 沼舘 初男 君 | 18 番 | 鈴木 茂樹 君 |
| 19 番 | 佐久間 弘美 君 | 20 番 | 渡辺 亨 君 |
| 21 番 | 村上 幸博 君 | 22 番 | 栗本 勝 君 |
| 23 番 | 中山 義隆 君 | 24 番 | 鈴木 庄一郎 君 |
| 25 番 | 小野寺 悦子 君 | 26 番 | 木下 一彦 君 |
| 27 番 | 保科 隆志 君 | | |

出席説明員 (4 名)

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 林 秀忠 君 |
| 主査 | 小林 泉 君 |
| 主事 | 古閑 俊祐 君 |
| 事務員 | 佐々木 滯 君 |

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第9回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、16番 遠藤英俊委員、17番 沼舘初男委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」「工藤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外4件の再認定、9件の変更認定、2件の認定取消がありました。

なお、累計は、先月比 2件減の 454件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外3件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、

●●●●株式会社より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

今回、申請があった法人、●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●、構成員4名、主業種、農業とする法人であります。

令和4年1月28日に審査の申出があり、2月10日に審査会を開催いたしました。

審査委員は、保科会長と法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果につきましては、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（37線西）、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積64,914㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（37線西）、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積37,932㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（37線西）、地番、●●●●外11筆、地目、田、面積126,562㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町（31線西）、地番、●●●●

外 2 筆、地目、田、面積 21,555 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (37 線西)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 32,096 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (37 線西)、地番、●●●●外 20 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 76,977.27 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町 (35 線西)、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 2,220 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 57,640 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 53,569 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 14 筆、地目、田、面積 136,019 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 (41 線東)、地番、●●●●外 18 筆、地目、田・用悪水路、面積 121,292 m²、賃貸料、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 (44 線西)、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 59,519 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東 4 区、地番、●●●●外 3 筆、地目、・畑、面積 16,680 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 30,296 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町 (29 線南)、地番、●●●●外 6 筆、地目、・畑、面積 78,504 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 16 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町 (38 線西、39 線東・西)、地番、

●●●●外 11 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 155,892 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（37 線西）、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・用悪水路、面積 64,364 m²、賃貸料、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 18 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町（32 線東）、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 9,203 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、一部農業用施設に転用するためであります。

番号 19 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、田、面積 14,820 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西 4 条 1 3 丁目、地番、●●●●、地目、畑、面積 2,518 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 21 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町（19 線南）、地番、●●●●●外 2 筆、地目、田、面積 17347 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 22 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町（23 線北、24 線北・南）、地番、●●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 250212 m²、賃貸料、使用貸借のため無償で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 23 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町（24 線南）、地番、●●●●●、地目、田、面積 1,265 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、23 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第9回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）